



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 事業の認定（用地課） ..... 1
- 防災街区整備事業組合の理事長の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） ..... 2
- 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示（物品管理課） ..... 3

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部交通指導課） ..... 6
- 正 誤

- 平成26年2月4日付け公報定期第4223号中訂正 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第357号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 上大謝名地区学習等供用施設建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県宜野湾市大謝名二丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

上大謝名地区学習等供用施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、起業地内に、保育施設兼休養室、学習室兼調理実習室、集会室兼サークル室、駐車場等が併設された上大謝名地区学習等供用施設を建設する事業であるところ、同施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

宜野湾市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 事業の施行により得られる公共の利益について

上大謝名自治会事務所（以下「自治会事務所」という。）は、上大謝名地域の自治会の活動拠点として、地域の防犯活動、通学路の安全確保、高齢な独居老人の安否の確認、地域の芸能の継承等を担う重要な役割を果たしてきた。また、自治会事務所は、緊急災害時における周辺住民の避難所として指定されており、地域に必要不可欠なものである。しかし、自治会事務所として長年利用してきた建物は、老朽化が進んでいることや建物面積が狭あいでであることから、自治会の活動拠点及び緊急災害時

の避難所としての機能を十分に果たせない状況となっている。

このような状況に対応するため、本件事業は「第三次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画」に基づき計画されたものであり、平常時は一般市民の学習、保育、休養又は集会の用に供する施設として、また、緊急災害時は周辺住民の避難所としての機能を備えた学習等供用施設を建設するものである。本件事業の施行によって、自治会の活動拠点及び周辺住民の避難所が新たに整備されるため、地域コミュニティーの活性化及び緊急災害時の周辺住民の安全の確保が見込める。また、集団検診及び移動図書館用車両が利用できる施設としても整備されるため、地域住民の健康の増進及び生涯学習の促進も期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、立地条件がよいこと、工事の難易度が低いこと、事業費の規模が小さいこと等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は自治会活動の拠点及び周辺住民の避難所としての機能を有する上大謝名地区学習等供用施設を建設しようとするものであり、「第三次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画」に掲げられた自治会等の育成及び活動拠点の整備並びに防災拠点・避難場所等の確保を行うものである。現在の自治会事務所は、老朽化が進んでいることや建物面積が狭いなため自治会の活動拠点及び周辺住民の避難所としての機能を十分に果たせない状況である。また、緊急災害における避難所の整備は宜野湾市における喫緊の課題であることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市市民生活課

#### 沖縄県告示第358号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第148条第3項の規定において準用する都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、那霸市農連市場地区防災街区整備事業組合から次のとおり理事長の氏名等の届出があった。

平成26年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
新垣幸助	那覇市樋川2丁目12番13号伸栄マンション201

## 沖縄県告示第359号

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「定款又は寄附行為及び登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第2号中「身分証明書」の次に「及び登記されていないことの証明書」を加え、同項第10号中「委任状」を「委任状（第6号様式）」に改める。

第1号様式中「代表者名

印」を

「(フリガナ)

に改める。

代表者名

第5号様式中

印」

各種資格取得者数		
区分	1級	2級
技能検定 凸版印刷	人	人
オフセット印刷	人	人
〃文選	人	人
〃植字	人	人
〃写植	人	人
〃製本	人	人
〃タイプスト	人	人
〃その他	人	人
全印工連営業士	人	人

を

各種資格取得者数	
資格名(等級)	人数
	人

	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人

に、

備考 機械器具の写真を添付すること。  
各種資格取得者数欄のその他は具体的な資格名を本欄に記入すること。

を

備考 機械器具は、自社所有、リース等にかかわらず、自社内において現在稼働中のものを全て記入すること。

記載した機械器具の写真を添付すること。

申請内容の確認のため、現地調査を行う場合があります。

※沖縄県財務規則第108条

契約担当者は、契約の相手方に契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約の目的をいかなる方法をもつてするを問わず第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供させるように契約してはならない。ただし、特別の必要があつて知事の承認を受けたときは、この限りでない。

に、

## 5 機械・設備内訳

種別番号	名 称	種別番号	名 称

## 5 機械・設備内訳

に改める。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

## 第6号様式(第3条関係)

### 委 任 状

平成 年 月 日

私は、下記の者を代理人と定め、沖縄県との物品の製造、買入れ、売払い等の契約に関し、次の一切の権限を委任します。

- 1 見積り・入札
- 2 契約
- 3 物品納入
- 4 代金の請求及び受領

## 委任期間

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

## 委任者

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

## 受任者

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

(注) 1 委任状は、上記権限を支社、支店、営業所、出張所等に委任する場合に使用すること。

2 委任者の印について、印鑑証明書を添付すること。

## 附則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察交通違反取締管理システム装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年5月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 日立キャピタル株式会社九州法人支店 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額 59,816,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年4月4日

---

**正 誤**

---

平成26年2月4日付け公報定期第4223号登載の「公共測量の実施の通知（沖縄県告示第57号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から3	竹富町西表与那良原地内（与那良原地）	竹富町字古見与那良原地内（与那良

平成26年6月17日 火曜日

公 報

第4257号

		区)	原地区)
--	--	----	------

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--